

群馬県後期高齢者医療広域連合告示第 9 号

群馬県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る保険料減免要綱(平成 23 年広域連合告示第 6 号)の一部を次のように改正する。

平成 27 年 8 月 6 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

記

群馬県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る保険料減免要綱の一部を改正する告示

第 3 条第 1 項及び第 3 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は、平成27年 8 月 6 日から施行し、平成23年 3 月11日から適用する。